

所有者・管理者の皆様へ

「コンクリートブロック塀」の安全点検のお願い

(広島県 建築課)

建築物に付属する塀は、建築基準法（以下「法」という。）において建築物に該当し、同法施行令に技術的基準が規定されます。

ブロック塀の所有者・管理者の皆様におかれましては、**まずは、次のチェックリストにより自己点検をして頂き、1つでも不適合がある場合、不明な点がある場合は、専門業者に相談して頂きますようお願いいたします。**

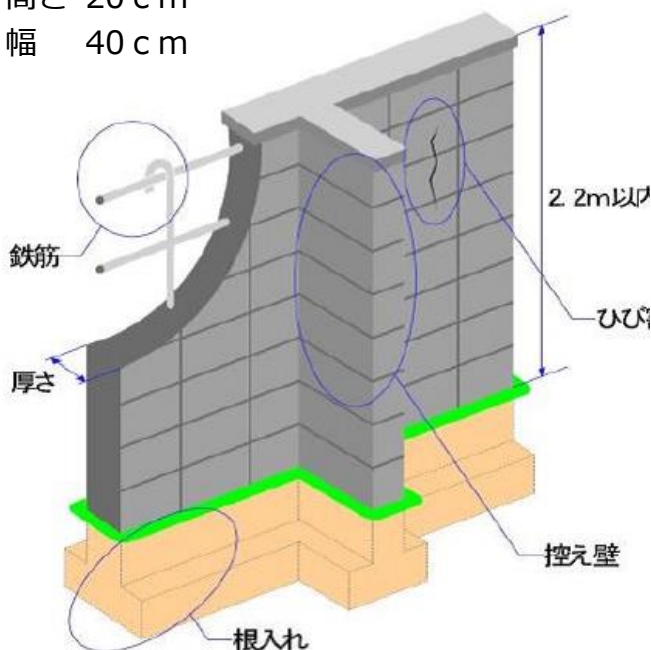
■ チェックリスト(外観の目視点検) まずは、自己点検をしてみましょう。

チェック項目	基準値	記入欄	
		測定値	適否
塀の高さ	地盤面から 2.2m以下 (ブロック 1 段の高さは 20 cm)	()m	
壁の厚さ	15 cm以上 (高さ 2m以下は 10 cm以上)	() cm	
控え壁の有無	塀の長さ 3.4m以下(概ねブロック 8 箇所おきに 1 か所)ごとに、塀の高さの 5 分の 1 突出した壁 (塀の高さ 1.2m以下は適用なし)	○塀の高さの 5 分の 1 の寸法 ()m ○測定した寸法 ()m	
健全度合	塀の傾き(目視でも分かる)	有 ・ 無	
	塀のひび割れ(1 mm 程度以上)	有 ・ 無	

標準的なブロック寸法

高さ 20 cm

幅 40 cm



○詳細は「安全なブロック塀について
(建築基準法)」
(広島県建築課のホームページ) をご覧ください。

■ 広島県建築課のホームページ

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/anzennahei.html>

■ チェックリスト(内部診断)

外観の目視点検で、1つでも不適合がある場合、又は不明な点がある場合は、次のチェック項目は、建築士、診断士等の専門家に相談してください。

チェック項目	基準値	記入欄	
		測定値	適否
鉄筋の有無	○径9mm以上の鉄筋が縦横ともに80cm間隔(ブロック2箇所おき)以下で配置 ○縦筋は、壁の頂部及び基礎の横筋にかぎ掛けして定着(ただし書き有り。) ○横筋は、縦筋にそれぞれかぎ掛けして定着		
基礎の高さ	35cm以上 (塀の高さ1.2m以下は適用なし)	()cm	
根入れの深さ	30cm以上 (塀の高さ1.2m以下は適用なし)	()cm	

■ 広島県管轄の相談窓口

広島県	建築課	082-513-4183	—
	西部建設事務所建築課	082-250-8158(直通)	竹原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
	東部建設事務所建築課	084-921-1311(代表)	府中市、世羅町、神石高原町
	北部建設事務所建築課	0824-63-5209(直通)	三次市(建築基準法第6条第1項第1～3号に掲げる建築物に限る。)、庄原市

(※建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物は、主に2階建以下の木造の戸建住宅等が該当します。)

広島県に相談される際には、次の事項についても記入をお願いします。

所有者又は管理者氏名	
連絡先	
塀の所在地(地図添付)	
塀の設置年月	
調査者氏名(専門業者)	